

三井住友トラスト i D 会員特約（携帯型: 個人用）（2024 年 10 月改定）

三井住友トラスト i D 会員特約（携帯型: コーポレートカード [個人システム型] 用）（2024 年 10 月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
第 12 条（会員保障制度） 1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、当社は i D 会員（携帯型）が紛失・盗難により他人に i D 携帯または i D 会員情報を不正利用された場合であって、前条第 2 項の警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって i D 会員（携帯型）が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。 2. 保障期間は、i D 携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 （1） i D 会員（携帯型）の故意もしくは重大な過失に起因する損害。 （2） 損害の発生が保障期間外の場合。 （3） i D 会員（携帯型）の家族・同居人・当社から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合。 （4） i D 会員（携帯型）が本条第 4 項の義務を怠った場合。 （5） 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。 （6） 暗証番号入力を伴う取引についての損害。（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。） （7） 前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 6 1 日以前に生じた損害。 （8） 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 （9） その他本特約および会員規約の違反に起因する損害。	第 12 条（会員保障制度） 1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、当社は i D 会員（携帯型）が紛失・盗難により他人に i D 携帯または i D 会員情報を不正利用された場合であって、前条第 2 項の警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって i D 会員（携帯型）が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。 2. 保障期間は、i D 携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。 （1） i D 会員（携帯型）の故意もしくは重大な過失に起因する損害。 （2） 損害の発生が保障期間外の場合。 （3） i D 会員（携帯型）の家族・同居人・当社から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合。 （4） i D 会員（携帯型）が本条第 4 項の義務を怠った場合。 （5） 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。 （6） 暗証番号入力を伴う取引についての損害。（ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。） <u>（7） i D 会員（携帯型）が複数回にわたり類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が i D 会員（携帯型）の過失に起因する場合</u> <u>（8） 前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 6 1 日以前に生じた損害。</u>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
4. i D会員（携帯型）は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。	<u>（9）</u> 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。 <u>（10）</u> その他本特約および会員規約の違反に起因する損害。 4. i D会員（携帯型）は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。
（2020 年 10 月改定）	（<u>2024</u> 年 <u>10</u> 月改定）